

【諮問（個人）第142号】

23川情個第35号
平成23年12月12日

川崎市長 阿部 孝夫 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 鈴木 庸夫

保有個人情報開示請求に対する拒否処分に関する異議申立て
について（答申）

平成22年7月27日付け22川総声第373号で諮問のありました、保有個人情報開示請求に係る拒否処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

別紙異議申立て対象公文書 1 及び 2 に対し、実施機関川崎市長が行った拒否処分は妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

- (1) 異議申立人は、
の法定代理人として平成 22 年 4 月 29 日付けで、川崎市個人情報保護条例（昭和 60 年川崎市条例第 26 号。以下「条例」という。）第 26 条第 1 項の規定により、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して「川崎市長が平成 22 年 3 月 28 日付内容証明による「市長への手紙」を読んだ日時、対応内容、対応指示先の部署名および対応責任者氏名、その根拠となる記録すべて。」という内容の保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、平成 22 年 5 月 20 日付けで、本件請求のうち、「日時、その根拠となる記録」（別紙異議申立て対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）1）、「対応責任者氏名、その根拠となる記録」（本件対象公文書 2）について、文書不存在を理由に開示請求拒否処分を行った。また、同日付けで、本件請求のうち、「対応内容、対応指示先の部署名、その根拠となる記録」について全部承諾処分を行った。
- (3) 異議申立人は、平成 22 年 7 月 11 日付けで、文書不存在による開示請求拒否処分の理由が「廃棄済みのため」及び「文書を作成していないため」となっているが、それぞれの明確な理由の説明を求めて異議申立てを行った（当審査会諮問（個人）第 142 号事件）。

3 異議申立人の主張要旨

平成 22 年 7 月 11 日付け異議申立書、平成 22 年 9 月 27 日付け意見書及び平成 23 年 7 月 11 日に実施した口頭意見陳述によれば、異議申立人の主張の概要は次のとおりである。

- (1) 「市長への手紙」を読んだ日時、その根拠となる記録については、文書不存在の理由が「廃棄済みのため」とされているが、文書の保存期限はあるのか。保存期間 5 年というものもあれば、一方ですぐに廃棄されているものもあるが、その線引きはどこなのか。廃棄したことについての記録はあるのか。明確な説明を求める。
- (2) 対応責任者氏名、その根拠となる記録については、文書不存在の理由として、「作成していないため」とされているが、どのような基準で作成するかしないかの判断を下しているのか。その判断基準も含めて明確に理由の説明を求める。また、「広聴責任者は総務部庶務課長でした」との補足説明があったが、対応責任者氏名の開示を求めているため、氏名の公表を求める。
- (3) 原本とコピーの二重保有を避けるために、速やかにコピーを廃棄したとの説明があるが、コピーにのみ「日にち」を記した表紙を付しているのであれば、原本よりもきちんと情報が反映しているコピーを廃棄する正当な理由とは言えない。

- い。実際にいつ市長が読んで指示を出したかという重要な情報を「保存の必要性がない」と判断しているのはおかしい。明確な説明を求める。
- (4) 市長が「市長への手紙」を読んだ日時の記録がないということは、何月何日に読んだのかわからないということなのか。公人である川崎市長の行動や業務内容は何らかの形で記録されているのではないか。
- (5) 公務員が納税者である市民の問い合わせに対して、責任者氏名を明らかにするのは、行政として当然のことではないのか。

4 実施機関の主張要旨

平成22年8月10日付け処分理由説明書並びに平成23年3月11日及び平成23年5月9日実施の口頭による処分理由説明聴取によれば、実施機関の主張の概要は次のとおりである。

- (1) 「市長への手紙」を市長が読んだ「日時」の記録について、「日にち」を記した文書は廃棄したため、また、「時間」を記した文書は作成していないため、文書不存在による拒否処分を行った。廃棄の基準は川崎市公文書管理規程において、文書の内容により保存期間が定められている。

「市長への手紙」を市長閲覧に供する際は、閲覧用のコピーを作成し、そのコピーに「川崎市市長への手紙処理要領」（以下「処理要領」という。）第4条で規定された「表紙」をつけて閲覧を行う。「表紙」には閲覧を行った年月日の記載があるが、当該コピー及び「表紙」は閲覧終了後に廃棄する。速やかに廃棄する理由は個人情報情報を二重に保有することになるからである。

「市長への手紙」業務は、市長が閲覧し指示した内容が重要であり、当該手紙の閲覧日時は業務には必要性がないことから、閲覧の際に添付している「表紙」については保存が必要な文書とはしていない。

- (2) 「対応責任者氏名の記録」については公文書を作成していないため、文書不存在による拒否処分を行った。これは、「市長への手紙」業務は市民意見反映システム（以下「反映システム」という。）を使用して作業を行うため、当該システムへ必要事項を入力することによって受付とされ、「川崎市市長への手紙実施要綱」（以下「実施要綱」という。）及び処理要領に基づき、関係所管課が所掌事務を適正に行うというルールの中で業務が処理される。なお、実施要綱第7条に事務処理の所管が定められており、同条第3項に「処理責任者は、各局室区広報広聴主管をもって充てる。」と規定している。補足説明として、担当所管名称を情報提供したが、氏名を記載した公文書は存在しない。

5 審査会の判断

- (1) 異議申立ての対象となっている処分

異議申立人は、本件対象公文書1及び2について、実施機関がいずれも「文書不存在」を理由に開示を拒否したことに対し、処分の取消しを求めている。

そこで、本件対象公文書1及び2が存在するか否かについて、以下、検討する。

- (2) 本件対象公文書1について

ア 異議申立人は、本件対象公文書1として、平成22年3月28日付け内容証明郵便による「市長への手紙」について、市長が読んだ日時を記録を開示するよう求めている。

イ ところで、「市長への手紙」は、実施要綱及び処理要領に基づいて処理等が行われている。すなわち、「市長への手紙」は、反映システムへの入力をもって受け付け、受け付けた「市長への手紙」は、「表紙」（処理要領の第3号様式）を付けて市長の閲覧に供し、市長の指示を受ける。そして、市長の指示は、口頭及び反映システムを用いて、速やかに当該手紙の内容に係る事務等を所管する局・室・区（以下「所管局」という。）に伝えることになる（処理要領第3条第1項、第4条第1項及び第2項）。

上記反映システムには、市長が手紙を読んだ日時を記録していないが、上記「表紙」には、閲覧日を記載する欄がある（但し、時間を記載する欄はない）。

そこで、川崎市長が「市長への手紙」を閲覧した日を記録した文書として、上記「表紙」が考えられることから、平成22年3月28日付け内容証明郵便による「市長への手紙」について、川崎市長が閲覧した際の「表紙」（以下「本件『表紙』」という。）が、存在するか否かについて検討する。

ウ この点、実施機関は、本件「表紙」を平成22年4月に廃棄しており、存在しないという。

また、廃棄した理由について、「市長への手紙」は、様々なサイズの用紙に書かれているため、便宜的にA4サイズにそろえてコピーを作成し、このコピーに「表紙」を付けて市長の閲覧に供しているのであって、市長の指示は、手紙の原本に記載して保存しており、「表紙」自体は重要でなく、川崎市公文書管理規則及び川崎市公文書管理規程で保存すべきとされている文書に直ちには該当しないとする。そして、むしろ原本に加えて閲覧用のコピーを保存することは、個人情報情報を二重に保有することになるため、個人情報保護の観点から、「表紙」を付けた閲覧用コピーを速やかに廃棄する運用を行っており、上記取扱いに従って、本件「表紙」も廃棄したという。

上記実施機関の説明は、合理性があり、これを覆す事実もうかがわれないことから、本件「表紙」は、平成22年4月には廃棄されて、存在しないと考えられる。

エ したがって、実施機関が、本件対象公文書1について、文書不存在を理由に拒否処分としたことは、妥当である。

なお、「市長への手紙」を送付した市民にとって、いつ市長に手紙が読まれたのかについて、知りたいと思うことは十分ありうる。したがって、今後の運用として、市長の閲覧用に供した「市長への手紙」のコピー自体は直ちに廃棄するのが適切であるとしても、「市長への手紙」がいつ市長に読まれたのかが記録上残るよう「表紙」を保存する運用に変更するのが望ましいと考える。

（3）本件対象公文書2について

ア 異議申立人は、本件対象公文書2として、平成22年3月28日付け内容証明郵便による「市長への手紙」について、対応責任者氏名の記録を開示するよう求

めている。

これに対し、実施機関は、対応責任者氏名を記載した公文書を作成する必要がなく、実際に作成していないため、本件対象公文書2は存在しないとする。

そこで、本件対象公文書2が存在するか否かについて検討する。

イ この点、実施要綱によると、所管局は、「市長への手紙」に関する事務処理責任者（以下「処理責任者」という。）を置き、処理責任者は、「各局室区広報広聴主管をもって充てる」と定められている（同要綱第7条第2項及び第3項）。したがって、当該「市長への手紙」の所管局が特定されれば、処理責任者が当然に定まる。

そして、処理要領によると、総務局市民情報室市民の声担当は、回答文の作成又は対応を依頼するため、当該「市長への手紙」の内容に係る所管局の処理責任者に対し、反映システムを用いて手紙の写しを送付することになっているところ（処理要領第5条）、反映システムには、所管局のみを記載し、処理責任者の氏名の記載を行っていないが、前述のとおり、所管局が特定されれば、当該処理責任者は定まるので不都合はないと考えられる。

ウ そこで、平成22年3月28日付け内容証明郵便による「市長への手紙」について検討するに、所管局が「教育委員会事務局」であり、反映システムにも、その旨が記載されている。とすると、本件「市長への手紙」の処理責任者は、実施要綱第7条第3項に基づき、教育委員会事務局の「広報広聴主管」と定まることから（なお、本件「広報広聴主管」は「総務部庶務課長」である。）、上記所管局が「教育委員会事務局」である旨の記載に加えて、当該処理責任者の氏名を記載した公文書を作成しなくとも不都合はないと考えられる。

したがって、本件について、対応責任者氏名を記載した公文書を作成する必要がなく、実際に作成していないとの実施機関の説明には、合理性があり、これを覆す事実もうかがわれないことから、本件対象公文書2は、存在しないと考えられる。

エ 以上から、実施機関が、本件対象公文書2について、文書不存在を理由に拒否処分としたことは、妥当である。

（4）結論

以上から、本件対象公文書1及び2に対し、実施機関が行った拒否処分は妥当である。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 大 関 亮 子
委員 鈴 木 庸 夫
委員 人 見 剛
委員 葭 葉 裕 子

(別紙)

諮問(個人)第142号の異議申立て対象公文書

開示請求文書	異議申立て対象公文書	
川崎市長が平成22年3月28日付内容証明による「市長への手紙」を読んだ日時、対応内容、対応指示先の部署名および対応責任者氏名、その根拠となる記録すべて	1	左記中の「日時、その根拠となる記録」
	2	左記中の「対応責任者氏名、その根拠となる記録」